

入札心得

購入物品に関する競争入札に参加する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、公平な競争を妨げる行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札説明書及びその他関係書を熟覧のうえ、所定の様式により総額(消費税額を除いた額)をもって入札しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、その権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札執行時に提出しなければならない。
- (4) 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

入札の注意事項

- (1) 納入期限は令和9年3月19日までとする。
- (2) 早期に購入物品が用意できた場合は、早めの納品をすること。
- (3) 入札書は別添入札書を使用すること。
- (4) 入札書提出時には任意様式にて内訳書を提出すること。